入　札　説　明　書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　調達内容

（１）借入物品の名称

鳥取県立鳥取商業高等学校CG室パソコン等賃貸借

（２）借入物品の仕様及び数量

別添鳥取県立鳥取商業高等学校CG室パソコン等賃貸借仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）借入期間等

　　ア　借入期間　令和７年９月1日から令和12年８月31日まで

　　イ　契約期間　令和７年９月1日から令和12年９月30日まで

（４）納入期限

　　　令和７年８月29日

（５）納入場所

　　　仕様書のとおり

２　入札参加資格

　　本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和６年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争

入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加

資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）本件公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

（５）令和７年４月23日までの過去５年間に鳥取県にパソコン機器賃貸借及び保守契約の業務実績を有していること。

３　契約をする者

鳥取県鳥取市湖山町北二丁目401

鳥取県立鳥取商業高等学校

校長　　髙垣　知博

４　契約担当部局

　　鳥取県立鳥取商業高等学校

５　入札手続等

（１）入札の手続等に関する問合せ先

　　　〒680-0941　鳥取県鳥取市湖山町北二丁目401

　　　鳥取県立鳥取商業高等学校事務室

　　　電話　0857-28-0156

電子メール　torisyo-h＠pref.tottori.lg.jp

（２）入札説明書等の交付方法

令和７年４月23日（水）から同年５月13日（火）までの間にインターネットのホームページ（鳥取商業高等学校公式Ｗｅｂページ（https://www.torikyo.ed.jp/torisyo-h/））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア　交付期間及び交付時間

令和７年４月23日（水）から同年５月13日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前９時から午後４時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ　交付場所

1. に同じ

（３）郵便等による入札

　　　　可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第２条第６号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定通信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（１）の場所に送付すること。

（４）入札及び開札の日時及び場所

ア　入札及び開札日時

令和７年５月21日（水）午前10時　即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月 20 日（火）午後５時までとする。）

イ　場所

〒680－0941　鳥取県鳥取市湖山町北二丁目401

　　　　鳥取県立鳥取商業高等学校　応接室

６　入札に関する問合せの取扱い

（１）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第２号）を作成し、電子メールにより５の（１）の場所に令和７年５月２日（金）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（２）疑義に対する回答

（１）の質問については、令和７年５月12日（月）にインターネットのホームページ（鳥取商業高等学校Ｗｅｂページ（https://www.torikyo.ed.jp/torisyo-h/））によりまとめて閲覧に供する。

７　入札参加者に要求される事項

（１）本件入札に参加を希望する者にあっては、８の事前提出物を作成の上、５の（１）の場所に令和７年５月13日（火）正午までに提出し、２の入札参加資格の確認を受けなければならない。

（２）入札者は、（１）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（３）事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

（４）提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

８　事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各１部とする。

（１）入札参加資格確認書（様式第１号）

（２）２の（４）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その１）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等）（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）

（３）保守体制についての仕様

　　迅速なアフターサービス、メンテナンスが可能であることを証明できる書類（メンテナンスサービス体制図）、導入機器のメーカーによる支援が確約されていることが分かるもの（代理店・特約店・メーカー支援の証、パートナー証明書、サポート証明書等）。

（４）２の（５）を証するもの（例：県と締結した契約書の写し。なお、契約の履行確認のため契約の相手方に確認する場合がある。）

９　資格審査について

（１）７の（１）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和７年５月14日（水）までに通知する。

（２）（１）の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県立鳥取商業高等学校長に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和７年５月15日（木）までに書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

（３）（２）により説明を求められた場合、鳥取商業高等学校長は、説明を求めた者に対して令和７

年５月16日（金）までに書面により回答する。

１０　入札条件

（１）入札方法等

ア　本件入札は、紙入札による。

イ　入札書（様式第３号）に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、課税事業者にあっては、内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

　　なお、月額あるいは年額ではなく、１の（３）の契約期間中の全ての賃貸借に係る費用の総額であるので間違いのないよう注意すること。

ウ　入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

　　郵便等による入札の場合は、「第１回」、「第２回」及び「第３回」と明記した封筒にそれぞれ密封して提出すること。なお、第２回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

　　また、回数が記載されていない場合は１案件に対して、入札書を２通以上提出した入札として無効とする。

エ　賃借料は月ごとに支払うものとし、落札者は落札決定後、直ちに支払内訳書（任意様式とし、各年度及び各月の賃借料及び消費税の額を記載したもの）を５の（１）の場所に提出すること（支払内訳書の内容は契約書に記載することを考慮の上、作成すること。）。

　　なお、契約金額に対する各年度の賃借料（以下「年度賃借料」という。）及び年度賃借料に対する各月の賃借料については、概ね次の割合とする。

　　また、各月の賃借料の総合計金額が本業務の契約金額に満たない場合は、当該不足額を最初の月に係る請求分で調整することとし、発注者と協議の上、決定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 契約金額に対する年度賃借料の割合 | 年度賃借料に対する各月の賃借料の割合 |
| 令和７年度 | 7/60 | 1/7 |
| 令和８年度 | 12/60 | 1/12 |
| 令和９年度 | 12/60 | 1/12 |
| 令和10年度 | 12/60 | 1/12 |
| 令和11年度 | 12/60 | 1/12 |
| 令和12年度 | 5/60 | 1/5 |

（２）入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

（３）再度入札は２回とする。（初度入札を含めて３回とする。）

（４）再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。

（５）入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

（６）入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

（７）入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札時に必ず委任状（様式第４号）を５の（４）（郵便等による入札の場合は５の（１））の場所に提出しなければならない。なお、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

（８）委任状の宛名及び入札書の宛名は「鳥取県立鳥取商業高等学校長　髙垣　知博」とすること。

11　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金

入札保証金は免除する。

（２）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第１項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第４項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

12 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

（１）本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札

（２）入札参加資格確認書を提出していない者のした入札

（３）入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合において入札を行うまでに委任状を５の（４）（郵便等による入札の場合は５の（１））の場所に提出していない入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。

（４）他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札

（５）１案件に対し、入札書を２通以上提出した入札

（６）入札に際し、不正の行為があった者のした入札

（７）記名、押印のない入札書による入札

（８）入札書を鉛筆で記載した入札

（９）入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しく

　　は記載内容を確認しがたい入札書による入札

（10）入札に際し、不正の行為があった者のした入札

（11）政令、会計規則、本件広告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

13　落札者の決定方法

　　本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

14　契約書作成の要否

　　要

15　手続における交渉の有無

　　無

16 その他

（１）入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。

（２）開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

（３）本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。

（４）契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の１に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ　次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（５）再委託の禁止

ア　受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ　発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

（ア）再委託の契約金額がその期間に応じた本件業務に係る金額の50パーセントを超える場合

（イ）再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合

（６）11の（２）の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第５号）を、５の（１）の場所に提出すること。

（７）発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第６号）を、５の（１）の場所に提出すること。

　　　なお、電子契約の締結に同意した宅札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。